

垂井町私道寄附採納要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私道の寄附採納について必要な事項を定めることにより、生活関連道路網の充実を図り、もって住民生活の向上に寄与することを目的とする。

(道路要件)

第2条 寄附採納することができる私道は、次の各号に定める要件を有するものとする。

(1) 道路管理者が安全面及び管理上支障がなく、一般交通の用に供する道路と判断できること。

(2) 公道から公道に通り返していること。ただし、行き止まり道路にあつては、公道との取付けに支障のないことが見込まれること。(別図第1)

(3) 道路敷地として分筆されており、町へ所有権の移転（無償寄附）が可能であること。

(4) 道路幅員4m以上であること。

(5) 道路の平面交差部については、隅切りの基準に適合していること。

(別図第2)

(道路の形態)

第3条 道路の形態は、次の各号に定める要件を有するものとする。

(1) 道路構造令（昭和45年政令第320号）、岐阜県宅地開発指導要領及び岐阜県道路位置指定基準に適合していること。

(2) その他道路形態の基準は、別表によるものとする。

(その他の要件)

第4条 寄附採納は、前2条に定めるもののほか、次の各号に定める要件を有するものとする。

(1) 道路の境界票が明確に設置されていること。

(2) 道路には所有権以外の権利が設定されていないこと。

(3) 道路の所有権に相続が発生している場合には、寄附申請時までに相

続登記が完了していること。

(4) 道路の所有者が複数の場合は、全ての所有者の同意があること。

(5) 採納後3年間は道路施設の補修を寄附者が行うこと。

(寄附の手続)

第5条 寄附をしようとするものは、私道寄附採納申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

(1) 案内図（住宅地図等）

(2) 公図写し

(3) 地積測量図（分筆図）

(4) 登記承諾書（所有者全員分・印鑑証明書及び登記原因証明情報添付）

(5) 同意書（所有者及び隣接地権者全員分実印にて押印）

(6) 土地の登記事項証明書

(7) その他町長が必要と認めるもの

(寄附受入通知)

第6条 町長は所有権移転終了後、寄附申込者に対し寄附採納通知書（別記様式第2号）により寄附を受け入れた旨を通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月21日告示第76号）

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	道 路 の 形 態	
	4 m以上 6 m未満	6 m以上
行き止まり道路	回転広場を設けること。	原則可
道路の利用	戸数が3戸以上（確実に見込まれる場合を含む。）で、延長が15m以上であること。	戸数が3戸以上（確実に見込まれる場合を含む。）で、延長が15m以上であること。
道路の舗装	原則としてアスファルト舗装、表層厚4cm以上とする。	原則としてアスファルト舗装、表層厚4cm以上とする。
側溝	道路の両側は、側溝を設ける。 側溝の合流部分に集水ますを設ける。 側溝には、全て蓋を布設する。	道路の両側は、側溝を設ける。 側溝の合流部分に集水ますを設ける。 側溝には、全て蓋を布設する。
安全施設	必要と思われる箇所にガードレール、ガードパイプ等の保護施設が設置されていること。	必要と思われる箇所にガードレール、ガードパイプ等の保護施設が設置されていること。

別記

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

垂井町長 様

住 所

氏 名

㊟

私道寄附採納申込書

下記の私道を垂井町に寄附したいので、関係書類を添付し申し込みます。

記

不動産の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）	
			（公簿）	（実測）

添付書類

- 1 案内図（住宅地図等）
- 2 公図写し
- 3 地積測量図（分筆図）
- 4 登記承諾書（所有者全員分・印鑑証明書及び登記原因証明情報添付）
- 5 同意書（所有者及び隣接地権者全員分実印にて押印）
- 6 土地の登記事項証明書
- 7 その他参考資料（座標値等）

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

垂井町長

寄附採納通知書

年 月 日 私道寄附採納申込書で申請された下記土地については、道路用地として垂井町への所有権移転登記が終了したので通知します。

記

不動産の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）	
			（公簿）	（実測）

所有権移転登記日

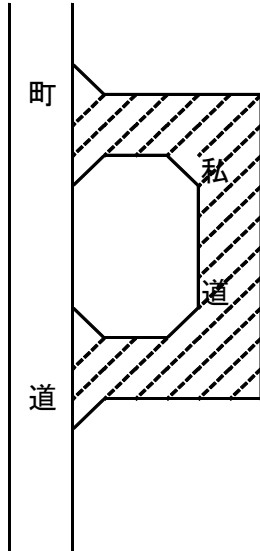
年 月 日

※ 寄附採納後、3年間は道路施設の補修を寄附者が行うこと。

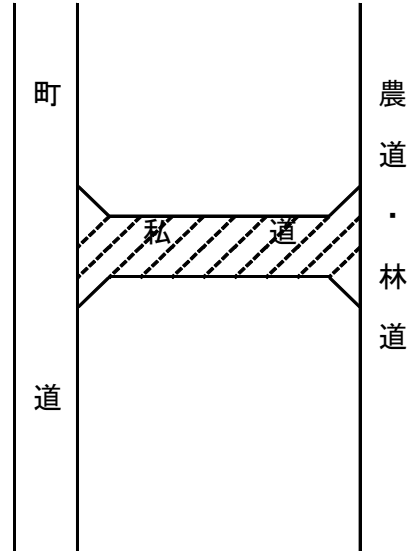
別図第1 (第2条関係)

寄附を受ける例

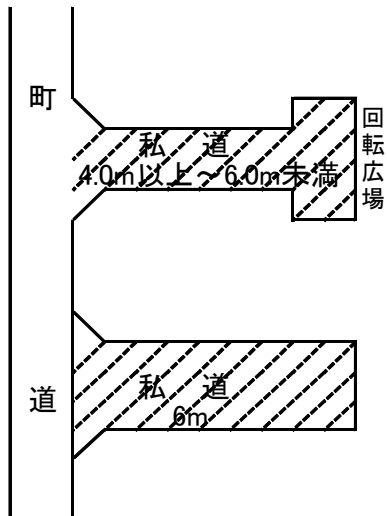
①



②



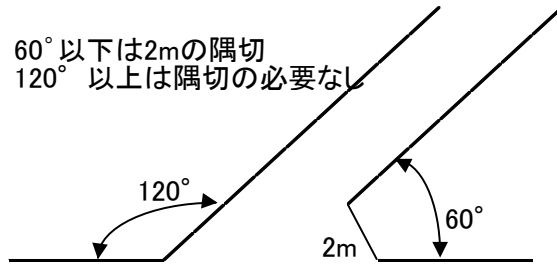
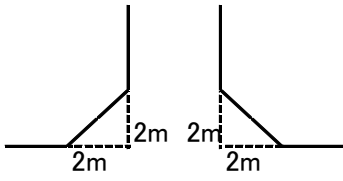
③



別図第2 (第2条関係)

隅切りの基準

両側隅切(60°超~120°未満)



60°以下は2mの隅切
120°以上は隅切の必要なし